

智頭小学校いじめ防止等の基本方針

(令和6年4月1日改定)

智頭町立智頭小学校

1 いじめの定義および基本的認識

(1) いじめの定義

いじめは、児童に対して、一定の人間関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話等などのメディアを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、対象児童の立場に立って行うものとする。

(2) 基本的な認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。子どもたちが認め合い、支え合い、高めあう人間関係を築けるよう、学校、家庭、地域が一体となってそれぞれの役割を自覚し、未然防止や早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ・いじめは、人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい側面を持つ。
- ・いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめに対する理解を深める。
- ・いじめは、大人社会の問題の反映であり、大人の見方や考え方大きく影響する。
- ・いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。

2 いじめの防止等に向けた方針

(1) 学校としての取り組み

- ・いじめ防止の基本方針を策定し、これに基づき、年間を通じていじめ防止対策を着実に行うとともに、定期的に取り組みを見直すようにする。（PDCAサイクルで見直し）
- ・いじめ防止等の対策のための組織を設置し、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもとともに解決を図ることができるようにする。
- ・分かる授業や児童が活躍できる授業づくりを行い、互いを認め合い、全ての児童が有用感、達成感を得られる仕組み、環境を整える。
- ・年齢や発達段階に応じ、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成を行い、仲間づくりといじめを生まない風土の醸成に努める。
- ・保護者や地域との協力体制を通して、児童の自尊感情を高め、全ての児童の居場所づくり、絆づくりを推進する。
- ・職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。
- ・メディアリテラシー教育を充実させ、情報モラルとスキルを持ち合わせた児童を育成し、いじめを生まないたくましい力を育てる。
- ・いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察や児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。
- ・重大事態発生時には、第一に対象児童の生命、心身の安全と安心を確保する。

(2) いじめ防止等に向けた校内組織「いじめ防止対策委員会」

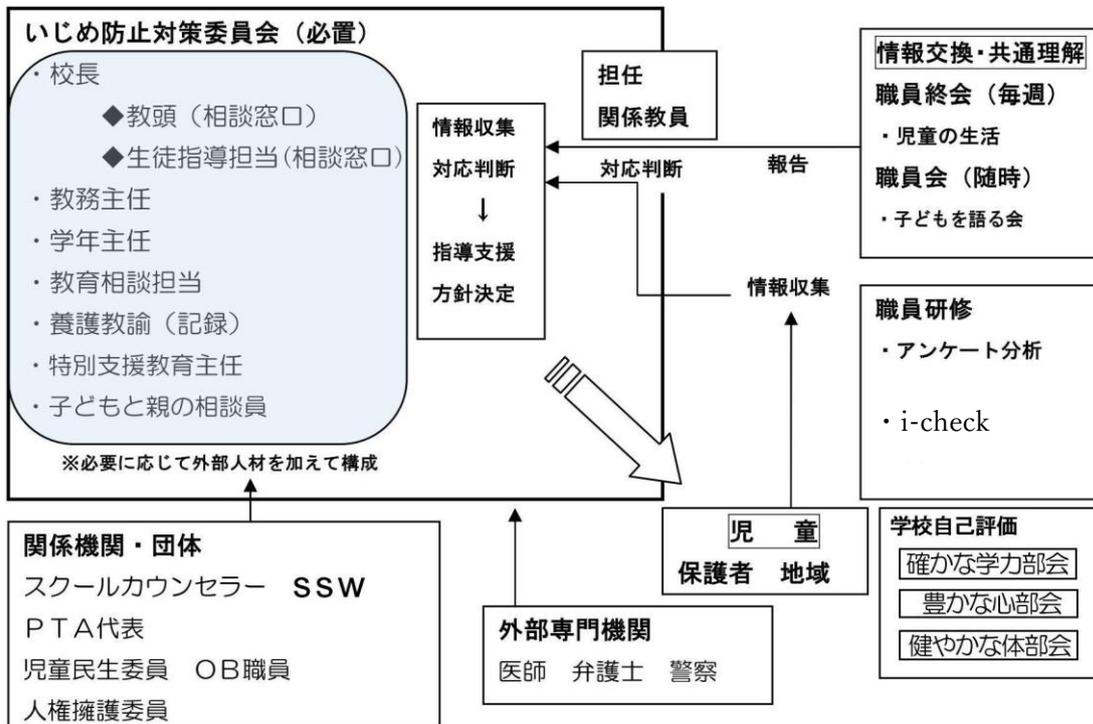
①組織の基本的な位置づけ

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的年間計画の作成・実行検証・修正の中核を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録、共有を行う。
(いじめの相談窓口)
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合、臨時会議を開き、以下の対応を組織的に実施する。

- いじめであるかどうかの判断
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係のある児童への事実関係の聴取
- 指導や支援体制・対応方針の決定
- 保護者への対応

- ・基本方針の策定や見直し、取組状況の把握・点検、計画の見直し・修正、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの事例等をPDCAサイクルで検証する。

②組織図



いじめの未然防止

(1) いじめについての共通理解

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・校内研修等を通して「いじめの定義および基本的認識」の周知を行い、教職員「いじめに敏感で、いじめを許さない」という共通意識を高める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実し、いじめに関する指導の年間計画（道徳や学級活動）への位置づけをおこなう。
- ・年齢や発達段階に応じ、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成を行う。
- ・学校における情報モラル教育、インターネット利用についての児童および保護者への啓発を行う。

(3) いじめを生まないための指導上の留意点

- ・分かる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを行う。
- ・過剰なストレスを生まないようにするとともに、児童のストレス耐性の育成を図る。
- ・すべての児童が健康で、安心・安全に過ごせる学校づくりに努める。
- ・教職員の不適切な認識や体罰、差別的な態度や言動を生まない環境づくりに努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・すべての児童が居場所を感じられる仲間づくり、絆づくりを行う。
- ・互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せる仕組み、環境を整える。
- ・家庭や地域との連携により、児童一人一人を認める場を設定する。

学校自己評価との関連

(2)～(4)に関連させて、学校自己評価の各部会で児童の実態に応じた目標、具体的方策を策定し、学期ごとに評価し改善策を提示する。

4 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見の基本

- ・児童のささいな変化に気づかず、いじめを見過ごしたり、気づいていても見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように、基本方針に沿って早期発見に努める。

<いじめの早期発見の基本>

- ①児童のささいな変化に気づく
- ②気づいた情報を確実に共有する
- ③情報に基づき速やかに対処する

(2) 早期発見のための方法や取組

①気づき

- ・出席をとるときの声、表情の見取り
- ・目的に応じたチェックリストや無記名アンケートの活用
- ・個人ノート（生活ノート、日記等）からの情報
- ・保健室等での様子、家庭や地域での様子
- ・定期的な個人相談の実施（hyper-QUの結果、記名アンケート）
- ・相談機関等の周知

②情報の共有

緊急時および月例の報告を教育委員会に行い、指示・助言を受ける。

緊急を要する場合

- ・相談窓口(教頭・生徒指導主任)に気になる児童の実態、状況について報告する。
5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で的確に。
- ・いじめ防止対策委員会の臨時開催を(校長、教頭、生徒指導主任)で判断する。
- ・定期的な情報交換
 - ・職員終会での「子どもを語る会」で児童、学級の様子を報告(毎週金曜日)
 - ・定期アンケート結果、欠席状況等をもとに児童の実態を把握する。いじめ発見時の対応、体制についての定期的確認をする。

③対処

- ・「いじめへの対処等に向けた方針」にしたがって対応する。

5 いじめへの対処等に向けた方針

(1) 発見したいじめへの基本的な対応

- ① いじめに係る発見、対応をしたときには、特定の個人で問題を抱え込まず、何が起きていて、どのような対応を行ったかを速やかに校内組織の担当者に報告する。
- ② 報告に基づき、緊急いじめ防止対策委員会を開き、いじめであるかどうかの判断を行う。いじめの程度や状況から「平常時」および「重大事態発生時」のいずれの対応をとるか検討し、方針を決定する。

(2) いじめであると判断されたら

- ① 事実および方針について速やかに教育委員会へ報告し、指示や助言を受ける。
「平常時」「重大事態発生時」の対応のいずれかを報告する。
- ② いじめ防止対策委員会の提示する解決に向けた手順や方針を共通理解し、全職員で解決に向かう。

6 平常時の対応（いじめ対応の基本的流れ）

- 常に状況把握に努める（情報、指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たり、適切に引き継ぎを行う）
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、いじめ防止対策委員会でより適切に対応する

① 情報を集める（一つの事象にとらわれすぎず、いじめの全体像を把握する）

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめ防止対策委員会に情報を集める

・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

（暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場にかけつける）

・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

（いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う）

② 指導・支援体制を組む

- いじめ防止対策委員会を中心に指導・支援体制を組む

・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組み、役割を分担する。

（被害児童および加害児童への対応、その保護者への対応、その他の児童、全校への対応）

③-A 子どもへの指導・支援を行う

- 被害児童へ：信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

被害児童や通告児童の安全を確保し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

- 加害児童へ：いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。加害児童のいじめの背景を考慮する。

- 傍観的児童へ：自分の問題として捉えさせるとともに、止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。いじめに同調していた児童には、加担する行為であることを理解させる。

※いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるときともに、今後の学校との連携方法について話し合う。被害児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の定義

次の二つの場合を「重大事態」とする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、いじめを受けた児童が以下のような状況に至った場合を「重大事態」とする。

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日以上が目安で、個々の状況等を十分配慮した上で判断する）
- 児童や保護者から重大事態の申し立てがあった場合

(2) 対処の方針

いじめは絶対に許されない行為である。ましてや、重大事態は決して起こしてはならない。しかしながら、万一重大事態が生じた場合には、本校は、以下の方針の下、全力で対処にあたる。

- ① いじめの対象である児童の生命、心身の安全や安心、安定を最優先に取り組む。
- ② 迅速かつ正確に対処し、いじめの事実、背景を組織的に解明する。
- ③ いじめを行った児童の心にも十分寄り添い、事態に至る背景をとらえて継続的指導、支援を行う。

(3) 学校としての取り組み

- ・ いじめを受けた児童およびその保護者への対応を第一とする。
生命の安全を確保するとともに、心身ともに大きな傷を負っていることに配慮し、当該児童の心身の安定、安心を最優先して取り組む。
- ・ 校内いじめ防止対策委員会を活用し、全職員一丸となって、問題の検証と対策にあたる。
なお、学校基本方針に沿って対応する。
- ・ 重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに重大事態時調査委員会（智頭町教育委員会主体）に報告する。
- ・ いじめを行った児童およびその保護者への対応を行い、再発を予防する。
いじめという行為が決して許されない行為であることを十分に認識させ、決して繰り返すことがないように当該児童およびその保護者に指導する。事態に至る背景をとらえ、継続的に指導、支援を行う。

7 関係機関等との連携

(1) 連携の基本的な方針

いじめ防止の取組やいじめが発見された場合の連携する関係機関についてまとめる。

- 教育委員会と連携をとりながら必要な対応を行う。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、学校の設置者とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- 被害児童の保護者に十分な配慮をして外部機関との連携を行う。
- ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら対応を考える。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

【その他の連携】

- 子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- いじめ問題検証委員会（人権局）
- 専門家（スクールカウンセラー、弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、SSW等）
- 地域（PTA、青少年健全育成組織、民生委員、主任児童委員等）